

## スズキ株式会社「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンのお取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接のお取引先様を通じてその先のお取引先様に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、お取引先様との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、お取引先様のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。更に当社は持続可能な社会をサプライチェーン全体で実現していくためのカーボンニュートラル達成に向けてCO<sub>2</sub>排出量の把握、削減の取組み、課題解決等をお取引先様と協力して進めるほか、健康経営推進のための支援やノウハウの提供等を進めます。

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者とお取引先様との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、お取引先様とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。また、下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意します。

#### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、お取引先様と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、お取引先様の適正な利益を含み、お取引先様における労働条件の改善が可能となるよう『明示的な協議』を十分に実施の上、決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上でお取引先様と十分協議し、適切に価格に転嫁します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、お取引先様と十分協議の上で合意した適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

#### ②型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行い、量産終了から一定年数（15年を目安とし部品/車種の特性を加味）を経過した場合は、型の廃棄を前提に協議を行うとともに、お取引先様に対して型の無償保管要請を行いません。

#### ③手形などの支払条件

下請法対象のお取引先様との取引に対する代金は、全額現金で支払います。また、下請法対象外の取引についても、代金の全額現金支払いを進めます。

#### ④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や「契約書ひな形を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

#### ⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

お取引先様も働き方改革に対応できるよう、お取引先様に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、お取引先様に取引上一方的な負担を押し付けないように、又、事業再開時等にはできる限り取引関係の継続等に配慮します。

### 3. その他

#### ①お取引先様とのコミュニケーションの強化

お取引先様を訪問し、現場、現物、現実の三現主義に基づいて速やかに困りごとを解決することで信頼関係の強化を図ります。

#### ②「ホワイト物流」の推進

当社は持続可能な物流の実現に向けた「自主行動宣言」を表明し、物流に携わる方々の働き方の改善に取り組みます

#### ③協力協同組合との定期会合

地場の中小お取引先様を中心とした協力協同組合との月例の会合では、生産計画の変更情報提供や納入に関する要望の聞き取りの実施等、お取引先様の生産活動の円滑化に取り組みます。

2024年8月19日(改正)

スズキ株式会社

代表取締役社長 鈴木 俊宏